

令和8年度予算執行方針

第1 令和8年度予算執行方針について

本市における令和8年度一般会計当初予算は、前年度より26億6,618万6千円の増となり、過去最大となる481億5,928万8千円となった。

本市の財政状況は、歳入において、国県支出金や有利な地方債の活用を図り、歳出において、事務事業を見直し、経費の節減に努めてきたことで、健全な財政状況を維持している。しかしながら、物価の高騰や社会保障費の増大、公共施設の維持補修や予防保全、激甚化・頻発化する災害への対応などの課題に対応するためには、不足する財源に対し、基金を取り崩さざるを得ない状況にある。

このような状況を踏まえ、令和8年度の予算執行に当たっては、予算執行方針に則り、適切かつ効果的な執行の徹底を図ることとする。

第2 全体事項

- 1 予算執行に当たっては、法令等を遵守し、笛吹市財務規則に基づき適正に処理すること。
- 2 事業執行に当たっては、計画的かつ早期の執行に努めること。特に投資的事業については、物価高騰や社会情勢の変化に伴う資材等の供給が滞るなどの影響があることを十分留意し、早期の着手及び完了に努めること。

第3 歳入に関する事項

- 1 自主財源については、予算計上額の確保に努めるとともに、増収を図ること。
- 2 市財政の根幹となる市税については、税負担の公平性や財源確保を図るため、課税客体的確な把握に努め、新たな滞納が生ずることのないよう努めること。
- 3 国・県支出金については、関係機関と密接な連絡を取りながら予算計上額の確保に努めること。また、概算交付制度等のあるものについては、その活用を図るなど早期の収入確保に努めること。

- 4 国・県支出金を財源とする事業において額の変更等が生じる場合、当初予算に計上していない国・県支出金が生じた場合は、財政課と協議すること。
- 5 使用料、手数料において、減免等を行う場合は、実情を十分調査するとともに関係法令の趣旨に照らし、その取扱いについては慎重に行うこと。
- 6 市所有の財産については、適正な管理と運用に努め、使途目的のない未利用地については売却等を積極的に行うとともに、施設の空きスペースの貸付などにより、収入の確保を図ること。
- 7 未収金については、債権ごと法令に基づいた徴収の徹底を図ることとし、安易に時効による不納欠損としないよう特に留意すること。

第4 歳出に関する事項

- 1 全ての事務事業において、計画的かつ迅速な執行に努めること。
- 2 定期的に執行管理を行い、安易な繰越は避けること。なお、執行が著しく遅延する恐れがあるときなどは、その都度直ちに関係部局等と協議し、必要な措置を講ずること。
- 3 効率的な予算執行や入札等の結果生じた契約差金などにより不用となった予算については、原則として他への流用等は認めないものとし、やむを得ない事情がある場合は必ず財政課と協議すること。
- 4 定時退庁の推進や職場環境の改善、職員相互の協力・連携等により職員の時間外勤務の削減に努め、人件費の縮減に努めること。
- 5 補助金等については、「笛吹市補助金等交付規則」及び当該補助金の交付要綱等で、補助の目的、内容等を精査し、公正かつ適正に執行すること。
また、補助の必要性、交付対象の財政状況などの視点から、補助対象経費、補助率、補助額等について、見直しに努めること。
負担金については、負担の必要性等を改めて検討し、軽減に努めること。

- 6 起債を充当する投資的事業については、事業内容によっては起債対象外経費となることから、軽微な変更であっても財政課と協議すること。
- 7 委託業務は、職員対応が困難なもの、直営での執行と比較して経済的、効率的なものとし、実施時期や費用対効果等を検証すること。また、指定管理者制度を導入している施設については、「指定管理者制度導入に関する運用方針」に基づき、定期的なモニタリングを実施し、適切な管理運営及び財務運営が行われるよう必要な指導を行うこと。
- 8 施設の維持管理にかかる費用については、原則として減額補正及び他の事業費への流用は行わないこと。
- 9 パソコン等の情報機器の導入、情報処理システムを構築する場合には、計画段階から情報システム課と協議し、費用の適正化、効果的な執行に努めること。
- 10 個別施設計画及び長寿命化計画の見直しが必要となる公共施設等の緊急的な改修などは、財政課及び政策課行政改革担当と協議のうえ、市長協議(懸案協議)に諮り、補正予算に計上すること。

第5 その他

- 1 特別会計、企業会計については、「独立した会計」を設けた意義・目的を十分認識のうえ、一般会計に準じ、予算を計画的、効率的かつ適正に執行し、その経営の健全化について一層努力すること。
また、当該会計の料金収入等の適切な確保を図るとともに、負担の公平性の観点からも市民から理解を得られるよう徴収努力を怠らないこと。
- 2 契約変更を行う場合、変更後の総額を基準として、それぞれの区分により決裁を受けることとなっているので留意すること。なお、工事等の変更については、工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき、適切な事務処理を行うこと。

- 3 予定価格が1億5,000万円以上の工事等の契約、予定価格が2,000万円以上の財産の取得又は処分については、市議会の議決が必要になるとともに、契約変更については、変更後の総額を基準とするので留意すること。
(土地については、面積が1件5,000㎡以上)
- 4 初年度の予算を0円とした債務負担行為を設定し、初年度にプロポーザルなどを実施する場合は、文書管理システムにおいて執行伺の決裁を得たうえで、執行すること。
- 5 補正予算については、「令和8年度予算編成要領」において、当初予算は通年予算としており、予算編成時に想定できない、制度改正及び災害関連経費等やむを得ないものを除き、原則として予算の補正は認めないこととしているので留意すること。
- 6 予算執行においては、管理職によるマネジメントの下、迅速な事務処理を心がけること。また、管理職にあつては、執行日、執行理由、必要書類等に、誤り、遺漏がないよう確認し、適正な執行に努めること。